Ⅲ　新図書館の障害者サービスの方向性

１　基本的な考え方

著作権法改正により、平成22年から障害者サービスの対象者や範囲が拡大し、公共図書館でも点字図書館と同等のサービスが提供できることとなった。

複合施設となることから、基本的に、資料の作製については技術・知識のある点字図書館が、利用者に応じた資料・情報の提供は新図書館が担い、両館が連携・協力することでサービスを充実させ、提供する必要がある。

２　施設のあり方

　　　利用者の様々な障害に配慮した施設・設備とし、点字図書館のサービスと新図書館のサービスをスムーズに利用できるゾーン構成となるよう検討する。

３　サービスのあり方

　　　現在のサービスを継続するだけでなく、聴覚障害、知的障害、発達障　　　害、学習障害、精神障害など利用者に適した方法によるサービスを検討し提供していく必要がある。

　　そのためには、専門性を有する司書の配置とサービス体制を整える必要がある。

３